

新型コロナウイルス感染症における『出席停止措置並びに臨時休業の実施』等の対応について

竜王町教育委員会
令和2年8月3日現在

長期的な対応が予想される今般の新型コロナウイルス感染症対策において、園児・児童生徒等の教育を受ける権利を持続的に保障していく仕組みづくりが求められます。

そこで、学校において感染者が発生した場合等の対応については、以下のとおり対応します。

なお、今後の文部科学省や県教育委員会からの新たな通知等で変更になる場合があります。

A 園児・児童生徒及び教職員が感染した場合について

感染者の確認 学校・園の認知	園児・児童生徒や教職員の感染が確認された場合は、本人・保護者から、また関係機関を通じて学校に連絡が入ります。
---------------------------	--

感染者・濃厚接触者の「出席停止」

園児・児童生徒・教職員が感染者と判明、もしくは濃厚接触者に特定された場合には、当該学校・園において、本人に対し、「出席・出勤停止」とします。

※「出席・出勤停止」の期間

- ・感染者については、医師が治癒したと判断するまでの期間
- ・濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間。

※家族が濃厚接触者と特定された場合(本人は該当しない)

- ・健康観察を強化して登校・勤務を継続
- ・保護者の申し出により出席・出勤停止措置可

保健所の調査協力のための「臨時休業」

濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、当該学校・園の「臨時休業」を実施し、保健所の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査を行います。(概ね3日程度)

【感染エリアの消毒作業】

「臨時休業」期間中に、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の施設と物品を消毒します。**(床や壁などを含む大がかりかつ広範囲の消毒は不要)**

感染拡大防止のための「臨時休業の実施」

感染経路が不明で、学校・園内で感染が広がっている可能性が高いと町が判断した場合、必要な規模(学級・学年・学校)と期間を判断し、「臨時休業」を行います。

※対象になった学校・園では、登校日を設けることはありません。

保健所による指導や学校医の助言

感染経路が特定され、学校・園内で感染が広がっている可能性が低いと町が判断した場合

学校・園の再開

感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校・園の教育活動を再開します。

B 地域で感染経路不明の感染者が多数発生しているが、学校で感染者が発生していない場合について

地域や生活圏の感染状況を踏まえた上で「臨時休業」を行う場合もあります。

※感染リスクを低減しつつ、登校日を設けることがあります。

C 緊急事態宣言の対象区域と特定された場合について

県や町から休業要請があった場合、「臨時休業」を行うことがあります。

※感染リスクを低減しつつ、登校日を設けることがあります。

【参考文書】「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン(令和2年6月5日文部科学省)」「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」(令和2年6月11日滋賀県教育委員会)